

# 各種補助制度のご案内

市では、ごみの減量に資する取り組みや集積箱の購入・作製に対して補助制度を設けています。

## 生ごみ処理機購入補助制度

生ごみ  
減量なら  
コレ!

### 【電気式生ごみ処理機購入補助】

- 《交付対象》 市内に住所がある人  
(5年以内に補助を受けている世帯の人は対象外)
- 《交付対象品》 電気式の生ごみ処理機で、1世帯につき1台に限る  
※市外の販売店やインターネットで購入したものも対象
- 《補助金額》 購入金額の2分の1 (100円未満切り捨て/上限10,000円)  
※申請が市の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。



#### 【必要書類】

- ・申請書・処理機の保証書
- ・領収書の写し など

★ポイントを使用された場合は  
値引き後の金額が補助対象です。  
★中古品は補助対象外です。

### 【生ごみ堆肥化容器購入補助】

- 《交付対象》 市内に住所がある人で、処理後の堆肥を自ら利用できる人  
※5年以内に補助を受けて容器を2個購入された世帯の人は対象外
- 《交付対象品》 市が指定したコンポスト容器・EM容器 (1世帯につき計2個まで)
- 《補助金額》 容器1個につき販売価格の2分の1  
(100円未満切り捨て/1個につき上限4,000円)
- 《購入方法》 市が指定する販売店(下記)で購入してください。(要印鑑/指定店以外で購入された場合は補助対象外)  
補助金申請の手続きは販売店が代行しますので、補助額を差し引いた額を支払ってください。



コンポスト容器

EM容器

指定  
販売店

コンポスト	京都丹の国農業協同組合 (舞鶴広域営農経済センター ☎82-0094)	みやもと金物店 (平野屋 ☎75-0344)
EM容器	丸二金物 (浜 ☎62-5533)	ジュンテンドー西舞鶴モール店 (女布 ☎78-2050)

## 古紙等資源回収活動報奨金制度

資源回収活動をされる団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付しています。(引取業者からの買い取り料金とは別) 申請書は生活環境課窓口でお渡しするほか、市ホームページにも掲載しています。

- 《交付対象》 舞鶴市内の地域住民により構成され、市へ活動団体登録をしている団体  
(資源回収を主たる業務としている会社・団体を除く)  
※事前に市へ活動団体登録を申請してください。
- 《交付対象品》 ①古紙類 (内容は引取業者と相談してください)、②繊維類、  
③アルミ類、④廃食用油
- 《報奨金の額》 3円/kg、ただし廃食用油は5円/ℓ (どちらも100円未満切り捨て)
- 《交付申請期限》 ・4月～9月活動分…9月末日  
・10月～翌年3月活動分…3月末日 (年度内の支払いを希望される場合は2月末日)

自治会やPTAなどの  
資源回収にご協力  
をお願いします。



## 自治会で設置する可燃ごみ集積箱 (木製・金属製) への補助

- 《交付対象品》 自治会が市内の業者から購入した集積箱、あるいは自ら作製した集積箱 (交換・買い替えも対象)  
※必ず、購入前・作製前にご連絡ください。購入後の申請は対象外です。  
(生活環境課 ☎66-1005)
- 《補助金額》 1つの集積箱につき、費用の2分の1で上限40,000円

**補助対象外** 既存集積箱の修繕/道路や側溝に設置する集積箱/折りたたみ式集積箱やネット(網)の購入 など

※申請が市の予算額を超えた場合は、その時点で受付を終了します。



## 啓発看板の配布

「不法投棄禁止」、「ポイ捨て禁止」、「犬のフンは持ち帰ろう」などの啓発看板を配布しています。

- ※数に限りがありますので、配布枚数は相談させていただきます。  
(ご希望にそえない場合があります。)
- ※自治会向けに配布するものであり、個人で使用される場合はお渡しできません。



可燃ごみ

古紙  
廃点回収

清掃  
事務所

ペットボトル・  
プラスチック  
容器包装

その他の  
不燃ごみ

リサイクル  
プラザ

粗大ごみ

引き取り  
出来ないごみ  
補助制度

清掃活動支援  
手数料の  
使い道

舞鶴市の  
ごみの状況

事業者の  
皆様へ

ごみ収集  
カレンダー

ごみ分別例  
一覧